

京都大学男女共同参画推進室要項

第1 京都大学における男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画を担当する理事（以下「担当理事」という。）の下に男女共同参画推進室（以下「推進室」という。）を置く。

第2 推進室においては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進のための具体的方策の計画及び実施に係る支援に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び分析に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に係る支援に関すること。

第3 推進室は次の各号に掲げる室員で組織する。

- (1) 担当理事
- (2) 総務・人事担当理事
- (3) 部局の長 若干名
- (4) その他総長が指名する教職員 若干名

2 前項第3号及び第4号の室員は、総長が委嘱する。

第4 推進室に室長及び副室長を置く。

2 室長は担当理事を持って充て、副室長は室員のうちから室長が指名する。

3 室長は推進室の室務を総括する。

4 副室長は、室長を補佐する。

第5 推進室に必要な応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会は第3第1項に定める者のほか、室長が必要と認める者で組織する。

3 前2項に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は室長が別に定める。

第6 推進室に関する事務は、男女共同参画推進事務室において処理する。

第7 この要項に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則

この要項は、平成20年1月15日から実施する。